チェックリスト

＜18. 武庫之荘駅前地区地区計画（ □駅前商業区域　□住宅区域 □沿道区域 ）＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令 （参考）当初告示日：2009.11.11、建築条例施行日：2010.2.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。（共通）1. 共同住宅[(い)項第3号]のうち、床面積が25㎡未満の住戸を有するもの
2. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めているもの [(と)項第4号]（建築物に附属するものを除く）

□駅前商業区域1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）[(に)項第2号]
2. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する政令＝令130条の6の2で定める運動施設 [(に)項第3号]
3. ホテル又は旅館 [(に)項第4号]
4. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの [(ほ)項第2号]
6. カラオケボックスその他これに類するもの

[(ほ)項第3号]1. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
2. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場（客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの）又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの） [(と)項第5号]

□沿道区域1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）[(に)項第2号]
2. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する政令＝令130条の6の2で定める運動施設 [(に)項第3号]
3. ホテル又は旅館 [(に)項第4号]
4. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]

ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用が行われ、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途□住宅□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 建築物等の高さの最高限度 | □駅前商業区域　　規制なし□住宅区域・沿道区域18ｍ以下 | 最高高さ　　　　　　ｍ | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理。